⑷～⑿　（略）

⒀　ダミノジッド試験法

ダミノジッド及び１，１－ジメチルヒドラジンを分析対象とする。

１．装置

アルカリ熱イオン化検出器、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ・質量分析計及び水蒸気蒸留装置を用いる。水蒸気蒸留装置はガラス製であり、その概略は、次の図による。

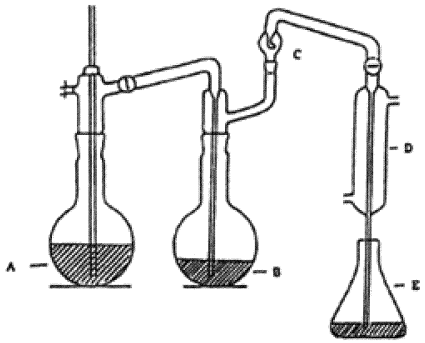
Ａ：500ml～1,000mlの丸底フラスコ（水蒸気発生用）

Ｂ：500ml～1,000mlの丸底フラスコ（蒸留用）

Ｃ：蒸留トラップ

Ｄ：冷却管

Ｅ：100mlの三角フラスコ



２．試薬・試液

次に示すもの以外は、第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、「(特級)」と記載したものは、日本工業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。

アセトン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アルミナ（塩基性）ミニカラム（1,710mg）　内径８～９㎜のポリエチレン製のカラム管に、アルミナ（塩基性）1,710mgを充塡したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

ｂ　定量試験

ａ　定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果に基づき，ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

ｃ　確認試験

ａ　定性試験と同様の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行う。試験結果は標準品について，４．試験溶液の調整のｃ　ブチルエステル化と同様に操作して得られたものと一致しなければならない。また，必要に応じ，ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

⑷～⑿　（略）

⒀　ダミノジッド試験法

１．装置

アルカリ熱イオン化検出器又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ，ガスクロマトグラフ・質量分析計並びに水蒸気蒸留装置を用いる。水蒸気蒸留装置はガラス製で，その概略は，次の図による。

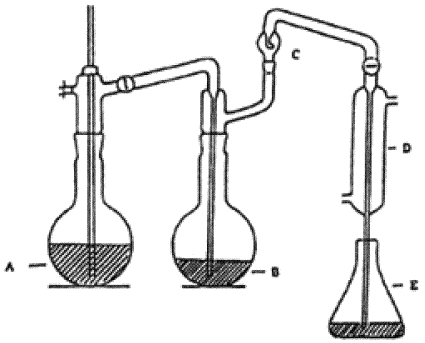
Ａ：1,000mlの丸底フラスコ（水蒸気発生用）

Ｂ：1,000mlの丸底フラスコ（蒸留用）

Ｃ：蒸留トラップ

Ｄ：冷却管

Ｅ：100mlの三角フラスコ



２．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお，「(特級)」と記載したものは，日本工業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。

アセトン　アセトン300mlをすり合わせ減圧濃縮器を用いて濃縮し，アセトンを除去する。この残留物をｎ－ヘキサン５mlに溶かし，その５μlを電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフに注入して試験するとき，ガスクロマトグラム上のｎ－ヘキサン以外のピークの高さは，2×10^{-11}ｇのγ－ＢＨＣが示すピークの高さ以下でなければならない。